

令和 5 年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第 3 回専門部会  
議事録

令和 5 年 8 月 4 日  
14 : 30 ~ 16 : 00  
千葉労働局 1 階会議室

令和5度  
千葉地方最低賃金審議会 第3回専門部会 議事録

1 日時 令和5年8月4日(金) 14:30~16:00

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、下田委員、村上委員

労働者側委員

岡田委員、中島委員、野田委員

使用者側委員

池田委員、黒岩委員、高橋委員

4 議題

(1) 千葉県最低賃金の金額について

(2) その他

5 議事内容

(部会長)

ただ今から、第3回千葉県最低賃金専門部会を開催いたします。

本専門部会は、運営規程第6条但し書きの率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等に該当することから、非公開といたします。

なお、本日の議事につきましては、公労使の三者が揃い審議する部分は議事録を作成し公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めに事務局から本日の専門部会の成立について報告をお願いします。

(賃金室長補佐)

本日は、公労使すべての委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本日の専門部会は有効に成立しております。

( 部会長 )

それでは、審議に入ります。

本日は、資料の配付がありますので、事務局から説明をお願いします。

( 賃金室長 )

昨日の審議の中で総合指数のお話が出ましたので、最低賃金決定要覧の平成30年度版と平成24年度版の諸指標の抜粋を用意しました。

各種指標の最終頁が都道府県の総合指数となっております。なお、こちらの指標は5から6年毎に見直されています。最新の総合指数、中賃の目安全員協議会の資料では千葉県が5位、埼玉県が6位、前は埼玉が5位で千葉が6位になっているという状況でした。

以上です。

( 部会長 )

ただいまの事務局からの説明に対して何か質問、ご意見などございますか。

《ありません。旨の声》

( 部会長 )

それでは、協議に入りたいと思います。別室で協議するに当たり、まず、この場で発言することがありましたらお願いします。

《ありません。旨の声》

( 部会長 )

では、別室にて協議をお願いいたします。

《労使それぞれ別室にて協議》

《公労協議》

《公使協議》

《再開》

( 部会長 )

それでは、再開させていただきます。

各側、公労及び公使でご協議いただきましたが、それぞれの主張の要旨につきまして若干説明させていただきます。

まず、労働者側の主張でありますけれども、連合のリビングウェイジや中賃の目安引き上げ額などを基本にし、目安の41円、プラス近県との差3円を加えた44円というのが要求額であると、ただこの3円については今年、今回で決着でなくてもと良い、譲歩する。という案を出していただきました。

一方、使用者につきましても昨日よりはだいぶ譲歩をいただきました。考え方としては、中小企業を中心に原材料価格の高騰の中でも価格転嫁が十分に進められてはいない。目安通りの41円では影響率が3割近くに達し、県内企業にも大きな影響が出ると、そもそも41円という中賃の目安も使用者側が納得したものではないという主張でありました。いずれにしても最低賃金の引き上げが必要であるならば、やはり生産性の向上、価格転嫁の政府の支援、あるいは年収の壁などセットで行わなければいけないのではないか。という主張でありました。

これらを踏まえて昨日の32円から5円を上げて37円であるということでした。

公益委員としては、目安額の41円には今の段階で歩み寄ることは難しいと判断をさせていただきました。

ここまでの説明に労働者側、使用者側から補足することがありましたらお願いいたします。

《ありません。旨の声》

(部会長)

そのほか、ご意見などはよろしいですか。

(公益委員)

事務局から各委員の意見を取りまとめた付帯決議の案を出していただいておりますが、先ほど会長からのお話にもありましたように、価格転嫁の問題だとか、ビジネス慣行の問題というようなものを含めたものを千葉も出した方が良いのではないかとこのように思っております。ただ、現状のものでは、例えば年収の壁の問題のところは触れていませんので、それも含めて付帯決議の新しいバージョンを取りまとめていただいて、ここで検討、確認していただいて、最終的なものを出すような方が良いのではないかと。次回の8月7日が最後だと思いますので、ここで案を作っていただくのがよろしいかと思うんですけど、如何でしょうか。

( 部会長 )

ご意見ありがとうございます。他の委員の方々は如何でしょうか。

( 労働者側委員 )

価格転嫁の問題でいうと、材料の部分とかはかなり転嫁が進んできていると思うんですけど、労務費をまだ乗せられていないところが大半だと思いますので、提示いただいた付帯決議の長文の方は労務費に触れていただいていると思うんですけど、その文言を短い方の方に入れることができないかなと思っています。短い方が端的で分かり易いのですが労務費に関してもう少し説明があった方がいいなと思ってまして、少しアレンジいただくとありがたいな思っております。

( 部会長 )

使用者側の方はよろしいですか。

( 使用者側委員 )

短い方には「賃上げの原資を確保できるよう」という言葉が入っていて、長い方には入っていなかったと思います。これは是非入れていただきたいと考えております。

( 部会長 )

それでは、ただいまのご意見を踏まえまして、次回までに付帯決議の修正をお願いできますか。

( 事務局 )

わかりました。

( 部会長 )

それでは、本日も各側、公労及び公使でそれぞれご協議をいただき、公益が調整をさせていただきましたけども、双方の主張に隔たりが大きく、初日の 32 円対 45 円から本日は 37 円対 44 円というところまで来ましたが、まだまだ隔たりが大きいところがあります。目安の 41 円というのも過去最大の目安額ということもあり、なかなか難しい局面であるとは認識していますが、7 日の専門部会で労働者側、使用者側それぞれが合意に向けて更なる譲歩をよろしく願いをしたいと思っております。

次回、第 4 回専門部会は、来週 8 月 7 日午後 1 時 15 分から、場所は本日と同

じく、千葉労働局 1 階共用会議室で開催します。

それでは、閉会とします。ありがとうございました。